

## 平成15年決算特別委員会水産林務部所管審査質問事項

自民党・道民会議 村田 憲俊

通告に従いまして、林業関連事業についてお伺いたします。道財政はいま厳しい状況におかれ、行財政の簡素・効率化が至上命題となっており。予算のムダを省き、適正に執行し、初期の成果をあげることが強く求められております。

そこで、このような観点から、道が執行している事業について、道の監査委員が監査し、その結果、指摘している事項について質疑し、今後の事業の推進に一層、効果、効率の上がるよう期待し、以下質問をいたします。

1 はじめに、制度資金について伺います。

(1)まず、道が直接貸付する林業改善資金貸付事業の運営についてであります。本制度は昭和51年に公布された林業・木材産業改善資金助成法に基づき、国3分の2、道3分の1の負担割合で貸付原資を造成し、その原資で、林業・木材産業経営や労働環境の改善、青年林業者等の養成確保などを図るのに必要な短期・中期の事業資金を、森林所有者、森林組合等の林業事業体、林業従事者、木材製造業者等に、道が直接、無利子で貸し付ける制度で、経営基盤が脆弱な本道の林業及び木材産業にとって、必要不可欠な制度資金の一つであると認識している。

しかし、平成14年度の決算概要をみると、償還金の滞納額が前年度に比べ28%増加し、道監査委員からも「依然として、収入未済額が多額となっているので、引き続き滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入の確保を図る必要がある」旨の指摘も受けており、道の「直接貸付」という制度の仕組みを踏まえると、債権の保全・管理の面において一層の工夫・改善が必要ではないかと考える。

1 収入未済額の実態について

そこで伺いますが、現在の本貸付金に係わる延滞違約金を含めた滞納額、いわゆる収入未済額の実態はどのようになっているのか伺います。

答 弁 者 浅井 定美 林業振興課長

(収入未済額についてであります、)

平成14年度決算の林業改善資金における収入未済額は、元金1億9,215万円、延滞違約金6,314万円、合計2億5,529万円となっております。その内訳については、高性能林業機械やきのこ生産施設などの整備といった林業経営に関するものが2億4,154万円と全体の95%を占め、残りの5%は、振動防止装置付きチェ

ンソーなど、就労環境の改善に関するものとなっております。

また、未済額が発生した原因については、景気の低迷が長期にわたり、林業・木材産業の経営が悪化しているため、企業倒産や経営不振とするものが、2億1,771万円と全体の85%を占めておりますが、その他は、病気、失業中など生活困窮や居所不明によるものとなっております。

## 2 延滞額の回収に対する取組について

これらの滞納額の回収に当たって、債権者たる道として、どのような回収努力をしてきたのか、それが十分な取り組みであったのかどうか伺います。

答 弁 者 浅井 定美 林業振興課長

(滞納額への取り組みについてであります)

償還が滞っている借受者に対しては、まず、償還期日が経過したのち30目以内に文書による督促を行い、督促に応じない場合は、借受者本人はもとより、必要に応じて、連帯保証人に対しても直接面談し、延滞となっている原因や償還方法などを確認しながら、個々の延滞の実態に応じた償還が行われるよう指導してきたところであります。

また、併せて効率的に延滞金を回収するため、延滞者の状況調査を実施するなど債権管理の徹底を図りながら、特に、平成12年度からは本庁及び支庁毎に債権管理強化期間を設定し、訪問による督促や分割納入の指導などを集中的に行うなどして回収に努めてきたところであります。

その結果、この5年間の平均で年度当初の未償還元金の約1割程度が回収され、十分とは言えないまでも、一定の成果を上げているところでありますが、一方で、毎年、新たに回収額を上回る延滞金が発生していることから、全体の延滞額が増加している結果となっているところであります。

## 3 今後の取組について

各種の回収努力はしてきたということですが、結果的に滞納額を多額に抱えている実態があり、これらの滞納額は、時間の経過とともに回収がますます難しくなるものと思われま。早期の回収を図るため、今後どのように取り組もうとしているのか伺います。

答 弁 者 廣野 秀夫 林業振興課長

(今後の取り組みについてであります)

ただいま、担当課長からご説明しましたように、回収額を上回る延滞金が毎年新たに発生している状況にありますことから、延滞額を着実に減少させるためには、新規の延滞の発生を抑制することが何よりも大切であると考えております。このため、今年度からの貸付にあたっては、高額貸付者に対して、これまで以上に財務内容の審査を強化するなど審査基準を見直すとともに、貸付実行後の経営指導を行うなど、貸付金の償還が円滑に進むよう努めているところであります。

また、今後、これまでの取り組みを強化するとともに、より効果的な回収手法の検討や回収にあたる職員の研修を行うなどして、より効率的な回収活動に取り組み、延滞額の早期回収に努めてまいりたいと考えております。

林業改善資金は、農業改良資金、沿岸漁業改善資金とともに、本道の農林水産経営者の経営改善を支える制度として、引き続き重要な役割を果たすと期待される資金の一つであるので、本資金の活用を促進するとともに、併せて制度の運営にあたっては、逼迫している道財政に影響を与えることのないよう、特に債権の保全・管理に万全を期していただきたい。

(2) 次に、林業・木材産業に対する各種制度資金の活用状況や役割などについて伺います。

これまで、本道の林業や木材産業の生産活動において、国や道の各種の補助事業はもとより、補助事業を補完する施策として、林業改善資金、木材産業等高度化推進資金、農林漁業金融公庫資金等の制度資金が大きな役割を果たしてきたものと思っております。特に、国・地方の極めて深刻な財政状況に置かれている現状を踏まえると、一般財源の歳出を伴わないこれらの制度資金を、これまで以上に積極的な活用を図ることは、財源対策の上から重要であるとともに、低金利とはいえ借入金利の負担や返済義務など一定のリスクを背負いながらも制度資金を活用して、経営の改善や事業の合理化・多角化などに積極的に取り組む事業体や企業の自主自律の事業展開を促進するという産業政策の上でも、重要な施策の一つであると考えている。

しかし、制度資金の役割が高まっている反面、利用実績の面では減少傾向にあるのではないかと、言い換えれば、適切な森林づくりが行われていないのではないかと危惧しております。

#### 1 制度資金の利用実績などについて

そこで伺うが、林業・木材産業に対する水産林務部所管の主な制度資金について、この10年間の利用実績はどのように推移してきているのか、返済状況を含めてお聞かせ願いたい。

答 弁 者 浅井 定美 林業振興課長

(制度資金の利用実績などについてであります)

まず、主に林業を対象とする林業改善資金の利用実績についてですが、平成14年度の貸付額は1億6,900万円と5年度の5億円の34%、次に、主に木材関連企業を対象とする木材産業等高度化推進資金では、14年度の貸付率は108億200万円と5年度の123億8,000万円の87%、また、造林資金など主に林業者を対象とする農林漁業金融公庫資金では、14年度の貸付額は17億7,900万円と5年度の33億7,300万円の53%と、各資金とも10年前の平成5年度と比較すると利用実績は減少している状況にあります。

また、返済の状況については、林業改善資金では、当年度の延滞金の発生が平成5年度に1,300万円であったものが、14年度は4,800万円と増加傾向になっております。また、木材産業等高度化推進資金については、保証機関による代位弁済の発生額が平成5年度から1億円以下で推移しておりましたが、10年度以降、1億円を超え、14年度は5億6,200万円となっております。

なお、農林漁業金融公庫資金については、その詳細は公表されておりませんが、契約どおりの返済がなされないなど、厳しい状況にあるものと聞いております。

## 2 現状などの認識について

制度資金の利用状況などの実態から、林業・木材産業の厳しい現状がうかがい知れるところだが、敢えてお訊ねしますが、林業・木材産業にこのような現状をもたらした要因について、どのように認識しているのか伺います。

答 弁 者 浅井 定美 林業振興課長

(林業・木材産業の現状認識についてであります)

本道の林業・木材産業は、長期にわたる木材価格の低迷や経営コストの上昇、木材需要の不振などにより、森林所有者の森林整備意欲が減退するとともに、木材産業においても製材などの生産量が減少するなど採算性、収益性が悪化してきたところであります。こうした中で、運転資金、設備資金のいずれについても資金需要の低迷が続いており、こうした傾向が制度資金の利用実績にも反映されているものと考えております。

### 3 今後の取組などについて

先ほども申し上げたが、私は、道財政が危機的な状況であることや、補助制度が限定的であることなどを踏まえると、一般財源の歳出が伴わずに借入側の自主的な事業展開を弾力的かつ機動的にフォローすることができる制度資金は、今後ますます重要な施策の一つとなっていくものと考えているが、厳しい経営環境に置かれている林業・木材産業の発展に向けて、水産林務部所管の制度資金が果たすべき役割の認識と、今後の積極的な活用に向けての決意の程をお聞かせ願いたい。

答 弁 者 梶本 孝博 水産林務部長

(制度資金の役割などについてであります)

近年、木道の森林については、国土の保全や水源のかん養、地球温暖化の防止などといった森林の有する多面的機能の発揮に対して道民の期待が高まっていることから、これらの森林づくりを支える林業・木材産業をしっかりと育成していく必要があるものと考えております。しかしながら、その多くが一般に経営基盤が弱く、また、森林の投資には長期の回収期間を要することなどから、一般の金融には、なじみにくい面が大きいものと認識しております。本道の林業・木材産業に対する資金需要の4書11程度を、農林漁業金融公庫資金、木材産業等高度化推進資金などの制度資金に依存している状況にあることから、造林や伐採、木材の加工、流通などに必要な低利資金を将来にわたって安定して融通していくことは、ますます重要になるものと考えているところであります。

私といたしましては、今後とも、これらの制度資金が一層活用されるよう、さまざまな機会を利用して普及啓発に努めるとともに、制度の適切な運用を図ることを通じて、林業・木材産業の発展に、鋭意、努めていく考えであります。

### 2 次に、道立森林公園について伺います。

道立森林公園については、平成14年度に道監査委員による行政監査が行われており、その結果、管理運営について十分でないという指摘がなされております。

#### (1) 道立森林公園の設置について

そこで、まず、はじめに、道立森林公園の設置について伺います。道では、森林の働きなどについて、道民に理解を深めてもらうため、森林とのふれあいの機会の充実を図っていると承知しているが、これまでに、「道民の森、道立の森」をどのように整備してきたのか、公園設置の状況について、伺います。

答 弁 者 野呂田 隆史 森林活用課長

(「道民の森」など、森林公園の設置状況についてであります)

「道民の森」につきましては、昭和60年の国際森林年を記念し、昭和62年度から当別町と月形町の道有林において、順次、施設の整備に取り組んできたところ。これまでに、神居尻地区の宿泊施設や一番川地区のオートキャンプ場など、現時点では、5つの地区での整備を終え、来年度からは、森林ボランティア団体などが、自主的な企画による植樹などを行うことのできるフィールドとして、新たに「青山中央地区」の利用を開始する予定となっている。また、「道立の森」につきましては、将来を担う青少年に森林のはたらきや役割についての理解を深めてもらうためのモデル施設として、森林学習のための展示館や自然観察歩道などの整備を進めてきており、昭和55年度の真狩村での「羊蹄青少年の森」をはじめ、昭和60年度には、旭川市に「旭川21世紀の森」を、昭和62年度には、津別町に「津別2ユ世紀の森」を、さらに、平成10年度には、名寄市に「トムテ文化の森」を整備し、現在、「道立の森」は全道で4カ所となっている。

(2) 施設の利用状況について

ただいま、道民の森・道立の森公園の設置について伺いましたが、各施設の利用状況は、最近、どのようになっているのか、伺います。

答 弁 者 野呂田 隆史 森林活用課長

(施設の利用状況についてであります)

「道民の森」の平成14年度の利用者数は、約26万人と、平成10年度と比べて、3%の増加にとどまっているが、札幌圏に近く、また、青少年の森林環境教育や自然体験活動を進める場として最適であることから、道では、特に市町村の教育委員会へ働きかけており、最近では「総合的な学習の時間」などにより、小中学生の利用が大変多く見られるようになってきているところ。

また、道内4カ所にある「道立の森」の平成14年度の利用者数は、約6万人と、平成10年度と比べて、4割増加している。しかしながら、札幌圏や旭川圏に近い「羊蹄青少年の森」や「旭川21世紀の森」では、利用者数が減少傾向にあり、これは、周辺に類似の森林利用施設などが整備されてきたことで、利用が分散したことによるものと考えている。一方、「津別2ユ世紀の森」や「トムテ文化の森」については、利用者数が著しく増加しているところであり、これは、管理を担当している市町村が、「道立の森」と隣接してパークゴルフ場などを

整備したことによる相乗効果により、利用者が増えたものと考えている。

(3) 行政監査の結果の対応について

1 監査結果などについて

監査結果及び改善意見は、どのようなものであったか。

答 弁 者 野呂田 隆史 森林活用課長

(監査結果などについてであります)

平成14年度の今回の行政監査では、施設の管理運営や管理委託業務、さらには管理委託団体への監督・指導が、適切に行われているのか、また、施設が設置目的に沿って有効に利用されているのか、という、4つの視点から行われたところ。その結果、「道民の森」と「道立の森」について、改善意見として15項目が指摘されたところであり、その主なものについて申し上げます、

①「施設の管理運営」につきましては、安全手すりの設置など利用者の安全確保を図る

ことや、車椅子の使用など障害のある方々の利便性を踏まえた施設に改善すること。

②「施設の管理委託業務」につきましては、管理人の適正な配置や、施設内の巡視確認

のための点検チェック票を作成すること。

③「管理受託団体への監督・指導」につきましては、管理をお願いしている市町村など

が、ゴミの処理費用の徴収など委託契約以外のことを行うときの事前協議を徹底すること、

④「施設の有効利用」につきましては、利用者ニーズの的確な把握や青少年活動団体

への効果的な取り組みを行うことなどとなっている。

2 これまでの対応について

利用者の安全対策が十分でないというのは、由々しき問題であり、これまで、どのような管理体制をとり対応をしてきたのか。

答 弁 者 野呂田 隆史 森林活用課長

(これまでの安全対策についてであります)

「道民の森」や「道立の森」における施設は山間部の森林の中に位置することから、利用者への安全対策には、特に留意をしてきたところ。このため、これまでも、常日頃から管理をお願いしている市町村などと連携して、施設内の見回りや危険木の処理、簡易な補修を実施するほか、職員への安全対策への意識向上に取り組んできたところ。

しかしながら、木材を利用した施設などは、こまめにメンテナンスを行うことが必要であり、そうした中で、ベンチや木道のなかには腐食したものも見られたことから、今回の監査で安全対策の徹底についてご指摘を頂いたところ。

なお、これまでも、施設利用が開始されてから、10年以上を経過した「羊蹄青少年の森」や、「旭川21世紀の森」さらに「津別21世紀の森」の3カ所につきましては、順次、平成7年度から13年度にかけて、自然観察歩道の改修や駐車場・管理道路の舗装などの大規模な修繕を行い、利用者の安全対策に努めてきたところ。

### 3 今後の対応について

森林利用施設は、木材を多く使用しており、メンテナンスを計画的に行い、利用者の安全確保を図る必要があり、今後、こうした課題にどのように取り組むのか。

答 弁 者 岡本 光昭 森林環境室長

(利用者の安全対策についてであります)

「道民の森」などの各施設の建物やベンチなどは、周辺の森林景観に溶け込むよう木材を多く使用しているところであるが、ただ今、申し上げたように、これら施設の中の木材や木製品には、10年以上経過しており、適切なメンテナンスが必要なものも見られるところ。今回の行政監査でご指摘を頂いた利用者の安全確保を図るための事項につきましては、ベンチや木道など、それぞれ腐食している箇所を既に補修したほか、急な傾斜地に面する自然観察歩道に対し、当面の対策として安全ロープを設置したところ。

今後とも、施設の適切なメンテナンスが必要になってくるので、管理をお願い



いている市町村とも協議し、施設の維持管理の方策についても検討しながら、利用者の安全確保に努めてまいりたい。

(4) 今後の取り組みについて

道民の協働の森林づくりを進めていく上で、森林公園の果たす役割は大きい。そこでは、景観を含めた森林のすばらしさを実感できる。整備された施設を通じて、協働で森林づくりを進めていくことの大切さが認識できる。こうした公園事業の意義を踏まえ、公園の所在を道民によく知ってもらい、また、基本的には山野に公園が設けられているのだから安全第一を心がけ、どんな人も安心して利用できるよう図る必要がある。今回の行政監査の指摘を受け、道民にとって魅力ある施設になるよう整備し、道として積極的にその利用を図っていくべきと考えるが、部長の見解を伺います。

答 弁 者 梶本 孝博 水産林務部長

(「道立の森」などに関連して、その利用の促進についてであります)

近年においては、人々の価値観やライフスタイルが自然とのふれあいや余暇を重視するという方向に変化するなかで、森林について、道民の方々から精神的なやすらぎの場や、アウトドアでの健康的な活動の場として、積極的に利用したいというニーズが大変高まってきていると考えている。

このようなことから、道としては、これまでお答えしてまいりましたように、多くの道民が、森林のなかでの自然体験やキャンプなど野外活動を通じ心身のリフレッシュを図るとともに、森林が持つ様々な機能の理解を深めていただくため、「道民の森」や「道立の森」では、森林学習展示館や自然観察歩道など各種の森林利用施設の整備に取り組んできたところ。

また、その利用の促進についても、森林ボランティア団体や市町村の教育委員会とも連携し、来園者に人気の高い「植樹の集い」、「きのこ観察会」などのイベントを開催するなどして、利用者の拡大に努めてきたところ。

しかしながら、この度、行政監査で、利用者の安全管理や利用の促進についてご指摘を頂いたところであるので、これまでの取り組みの反省点を踏まえながら必要な安全対策の徹底はもちろんのことではありますが、特に一層の利用の促進について日常的に来園する方々の要望をお聞きするとともに、教育委員会や森林ボランティア団体のご協力を頂きながら、道民の皆様方の期待に応えられるよう、より親しみやすく、安全で利用しやすい「道民の森」や「道立の森」となるよう、今後とも、積極的に取り組んでまいりたいと考えている。